

長崎県警察本部訓令第14号

個人情報保護に関する法律の施行に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

長崎県警察本部長 中村 亮

個人情報保護に関する法律の施行に関する訓令

長崎県個人情報保護条例の施行に関する訓令（平成17年長崎県警察本部訓令第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し警察本部長が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、様式第1号のとおりとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 条例第4条第1項第8号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日又は変更年月日
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無及び内容
- (4) 保有個人情報が記録されている主な地方公共団体等行政文書の名称及び電磁的記録の有無

2 条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第2号のとおりとする。

（保有個人情報開示請求書）

第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第3号）によるものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。

（保有個人情報開示決定等期限延長通知書等）

第6条 法第83条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。

2 法第84条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）

とする。

(事案移送通知書)

第7条 法第85条第1項の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書(様式第8号)とする。

(意見照会書等)

第8条 法第86条各項の規定による通知を書面で行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第86条第1項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第9号)

(2) 法第86条第2項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第10号)

(3) 法第86条第3項(法第107条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知 意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書(様式第11号)(開示の実施等)

第9条 令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第12号)とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うものとし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該地方公共団体等行政文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第10条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、原則として、郵便切手で納付する方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書等)

第13条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第16号)とする。

2 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第17号)とする。

(訂正請求に係る事案移送通知書)

第14条 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書（様式第18号）とする。

（訂正請求に係る提供先への通知書）

第15条 法第97条の書面は、提供をしている保有個人情報の訂正実施通知書（様式第19号）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第16条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第20号）とする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第21号）とする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（様式第22号）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等）

第18条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第23号）とする。

2 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第24号）とする。

（雑則）

第19条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な事項の細目は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

整理番号：

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

個人情報取扱事務登録簿

登録番号：

事務の名称			
事務の目的	(根拠法令等：)		
事務の区分		登録担当所属	
登録年月日 (変更年月日)		個人情報保有所属	
対象となる個人の 種類			
個人 情報 の 記 録 項 目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号を除く識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	財産の状況	<input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	要配慮 個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 その他政令第2条で定める記述等 (<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続)	
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 () ----- <input type="checkbox"/> 同一実施機関内の保有個人情報を利用		
保有個人情報の 経常的提供先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> その他 ()		
個人情報の取り扱いを含む外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)		
個人情報が記録されている主な地方公共団体等行政文書の名称			
備考			

保有個人情報開示請求書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

(ふりがな)

氏名

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒

TEL () _____

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に^記特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

その他 (_____)

<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 (_____)

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) (ふりがな)

本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 (_____)

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 (_____)

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

（不開示とした部分）
（適用条項）法第78条第1項第 号 に該当
（その理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

（1）開示の実施の方法等

（2）事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：

（3）写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
準備日数 費用（見込額）

〈担当〉 部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉 部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
保有個人情報の相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関等の名称： (連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室等名） （住所）
意見書の提出期限	年 月 日

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

〒

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>（1）支障（不利益）がある部分</p> <p>（2）支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室等名) (住所)
意見書の提出期限	年 月 日

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

〒

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定により開示される（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

(ふりがな)

氏名

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒

TEL _____ ()

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施の方法の申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：_____ 日付：_____

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	開示の実施の方法 ※いずれかに○を記入			写しの種別	単価	数量	金額
	閲覧	写しの交付	その他 ()				

合計金額： _____ 円

(ここに合計金額分の長崎県収入証紙を貼ってください)

3 事務所における開示の実施を希望する日 _____ 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手の額 _____ 円

無 : 情報公開センターでお受け取りください。

<担当> 広報相談課 情報公開センター

電話番号： _____ - _____ (内線 _____)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

(ふりがな)

氏名

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒

TEL ()

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日 付 : 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関等の名称： (連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：
備考	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

提供をしている保有個人情報の訂正実施通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定をするための情報	（氏名等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

(ふりがな)
氏名

(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所
〒

TEL ()

(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。
記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号（法に違反する保有、取扱、取得、利用）該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号（法に違反する提供）該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉 部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）